

事 務 連 絡  
平成 28 年 5 月 12 日

公益社団法人 全日本不動産協会 担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課

平成 28 年熊本地震による災害に伴う宅地建物取引業法、マンション管理適正化法及び賃貸住宅管理業者登録規程の特例措置について

平成 28 年熊本地震による被災地域の災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長等について、下記のとおり措置（詳細は別添参照）されたのでお知らせ致します。

なお、本措置に関して、別添のとおり、各地方整備局等あて通知をしたので参考までに送付致します。

#### 記

##### 1. 宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長について

○特定被災地域内に主たる事務所等を有する者に係る以下のものについて、有効期間が平成 28 年 4 月 13 日以後に満了するものは、当該有効期間の満了日が一律に同年 9 月 30 日まで延長されることとなった。

- ・宅地建物取引業者の免許
- ・宅地建物取引士証の交付
- ・マンション管理業者の登録
- ・管理業務主任者証の交付
- ・賃貸住宅管理業者の登録

##### 2. 宅地建物取引業者、マンション管理業者及び賃貸住宅管理業者の変更の届出等の不履行の場合の免責等について

・宅地建物取引業者等が平成 28 年熊本地震により、変更の届出等の履行期限までに義務の履行ができなかったと認められるときは、平成 28 年 7 月 29 日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任は問われないこととなる。

#### 【別添】

○平成 28 年熊本地震による災害に伴う宅地建物取引業法、マンション管理適正化法及び賃貸住宅管理業者登録規程の特例措置について